

別記様式第6号(第19条関係)

第1面

	第	号
外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律 第13条第2項（第35条第2項において準用する場合を含む。）の規定による立入検査証		
写 真	職名及び氏名	
	年 月 日生 日交付	
	法務大臣	印
	厚生労働大臣	印

第2面

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律抜粋

(報告徴収等)

第13条 主務大臣は、この章（次節を除く。）の規定を施行するために必要な限度において、実習実施者若しくは実習実施者であった者（以下この項及び次条第1項において「実習実施者等」という。）、監理団体若しくは監理団体であった者（以下この項、次条第1項及び第35条第1項において「監理団体等」という。）若しくは実習実施者等若しくは監理団体等の役員若しくは職員（以下この項において「役職員」という。）若しくは役職員であった者（以下この項及び次条第1項において「役職員等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは実習実施者等若しくは監理団体等に係る事業所その他技能実習に係る場所へ立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該主務大臣の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(認定の取消し等)

第16条 主務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、実習認定を取り消すことができる。

一～三 (略)

四 第13条第1項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

五～七 (略)

2 (略)

第3面

(報告徴収等)

第35条 主務大臣は、この節の規定を施行するために必要な限度において、団体監理型技能実習関係者（監理団体等又は団体監理型実習実施者若しくは団体監理型実習実施者であった者をいう。以下この項において同じ。）若しくは団体監理型技能実習関係者の役員若しくは職員（以下この項において「役職員」という。）若しくは役職員であった者（以下この項において「役職員等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは団体監理型技能実習関係者若しくは役職員等に対し出頭を求め、又は当該主務大臣の職員に関係者に対して質問させ、若しくは団体監理型技能実習関係者に係る事業所その他団体監理型技能実習に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第13条第2項の規定は前項の規定による質問又は立入検査について、同条第3項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

(許可の取消し等)

第37条 主務大臣は、監理団体が次の各号のいずれかに該当するときは、監理許可を取り消すことができる。

一～三 (略)

四 この法律の規定若しくは出入国若しくは労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

五 出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

2～4 (略)

第4面

第112条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一 第13条第1項又は第35条第1項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二～十二 (略)

第113条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第108条、第109条、第110条（第44条に係る部分に限る。）、第111条及び前条（第12号を除く。）の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格B7とすること。